

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において、運輸委員会は10回開会され、付託された法律案は内閣提出6件、承認案件は内閣提出1件であり、すべて可決・承認された。また、本委員会付託の請願3種類12件はすべて保留となった。

[法律案の審査]

船員法の一部を改正する法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均40時間労働制に移行するとともに、6ヶ月間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に關し所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、船員の労働時間の実態、船員の労働時間短縮方法などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものである。

委員会においては、国際会議誘致の方法論とその課題、国際観光振興会の役割などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率が、鉄道事業者の輸送力増強努力にもかかわらず、首都圏で平均でも200%を超えるなど、いまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力増強をさらに一層促進するため、本法律の対象となる工事に一定の鉄道新線の建設工事を追加する等制度の拡充を図るための所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、鉄道の混雑緩和対策、鉄道利用者の負担増加問題などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案は、航空機の騒音の減少を図るため一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととともに、航空機の操縦者に係る航空従事者技能証明制度について上級事業用操縦士資格を廃止する等の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものである。

委員会においては、航空機騒音対策、航空における規制緩和のあり方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用車等に係る6カ月点検の義務づけの廃止等、自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整備及び合理化を図ろうとするものである。

委員会においては、車検制度の改革と国民負担軽減の関係、自動車整備業界へ与える影響などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設けようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引き上げるとともに、従前の条約が廃棄されるまでの間における責任制限手続等に関して

必要な事項を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、現行条約の改正のための議定書の発効時期、油濁損害の補償限度額の妥当性などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

5月31日、二見運輸大臣から所信を、星野運輸政務次官から平成6年度運輸省関係予算について説明を聴取し、6月6日、運輸大臣の所信等に対する質疑を行った。

名古屋空港における中華航空機事故の原因・犠牲者への補償問題・名古屋空港の消防体制のあり方、高速自動車国道の料金値上げ問題、駅舎におけるエレベーター・エスカレーターの設置問題、地方バス路線維持のための補助制度のあり方、公共交通ターミナルにおける視力障害者対策のあり方、交通アメニティ推進機構などの問題が取り上げられた。

そのほか、3月16日から18日にかけて、関西国際空港の建設状況・空港アクセス等の実情調査のため、兵庫県、大阪府及び和歌山県に委員派遣を行った。また、4月26日に起きた中華航空140便の名古屋空港における事故の調査のための現地視察を4月28日に行った。

なお、6月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度運輸省関係予算の審査を行い、平成6年度運輸省所管予算の基本的な考え方と重点施策、旧国鉄債務の返済問題、JR西日本・JR東海の株式売却のあり方、運転代行業の実態把握、小豆島スカイラインのマイクロバス事故の原因などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年2月23日（水）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年4月28日（木）（第2回）

中華航空機事故に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○平成 6 年 5 月 31 日（火）（第 3 回）

運輸行政の基本施策に関する件について二見運輸大臣から所信を聴いた。

平成 6 年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

中華航空機事故に関する件について政府委員から経過報告を聴いた。

○平成 6 年 6 月 6 日（月）（第 4 回）

参考人の出席を求めるることを決定した。

運輸行政の基本施策に関する件について二見運輸大臣、政府委員、運輸省、建設省当局及び参考人日本道路公団理事久保博資君に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

以上両案について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 7 日（火）（第 5 回）

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

以上両案について二見運輸大臣、政府委員、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第32号・閣法第52号）

賛成会派　　自、社、新緑、公、共、二院

反対会派　　なし

なお、船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）について附帯決議を行った。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第29号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 10 日（金）（第 6 回）

理事の補欠選任を行った。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第29号）（衆議院送付）

について二見運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第29号)

賛成会派　自、社、新緑、公、二院

反対会派　共

○平成 6 年 6 月 17 日（金）（第 7 回）

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）
地方自治法第156条第 6 項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の
自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

（閣承認第 3 号）（衆議院送付）

以上 3 案件について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 20 日（月）（第 8 回）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について二
見運輸大臣、政府委員、建設省、科学技術庁、警察庁及び環境庁当局に対し
質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第45号）

賛成会派　自、社、新緑、公

反対会派　共

欠席会派　二院

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）に
ついて二見運輸大臣、政府委員、警察庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った
後、可決した。

（閣法第50号）

賛成会派　自、社、新緑、公、共

反対会派　なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

(閣承認第3号) (衆議院送付)

を承認すべきものと議決した。

(閣承認第3号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

欠席会派 二院

○平成6年6月22日(水)(第9回)

委嘱審査のため参考人の出席を求ることを決定した。

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(運輸省所管)について二見運輸大臣、政府委員、建設省、警察庁、労働省、環境庁当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法第69号)(衆議院送付)について二見運輸大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第69号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年6月29日(水)(第10回)

請願第732号外11件を審査した。

運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付	委員会 議 決	本会議 議 決	
29	特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3.18	6. 6. 6 (予)	6. 6.10 可 決	6. 6.10 可 決	6. 5.20	6. 6. 3 可 決	6. 6. 7 可 決	
32	船員法の一部を改正する法律案	参	3. 18	5. 25	6. 7 可 決	6. 8 可 決	5. 20 (予)	6. 20 可 決	6. 21 可 決	
45	航空法の一部を改正する法律案	衆	3. 29	6. 6 (予)	6.20 可 決	6.22 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 7 可 決	
50	道路運送車両法の一部を改正する法律案	"	4. 8	6. 10	6.20 可 決	6.22 可 決	5. 20	6. 9 可 決	6. 10 可 決	
52	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案	参	4. 8	5. 25	6. 7 可 決	6. 8 可 決	5. 20 (予)	6. 20 可 決	6. 21 可 決	
69	油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案	衆	4. 28	6. 10	6.22 可 決	6.22 可 決	5. 20	6. 9 可 決	6. 10 可 決	

• 国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決	
3	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	6. 4. 8	6. 4. 8 (予)	6. 6. 20 承 認	6. 6. 22 承 認	6. 4. 8	6. 6. 9 承 認	6. 6. 10 承 認	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、首都圏を始めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率が、鉄道事業者の輸送力増強努力にもかかわらず、首都圏で平均でも200%を超えるなど、いまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律の対象となる工事に一定の鉄道新線の建設工事を追加する等制度の拡充を図るための所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 既設の鉄道路線の利用者利便の向上に資する一定の鉄道新線の建設を、本法律の対象工事に追加することとする。
- 2 特定都市鉄道整備積立金の積立割合を、鉄道事業者の申請に基づき一定の範囲内で運輸大臣が認定することができるよう、積立金制度を弾力化することとする。
- 3 特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合には、運輸大臣の認定を受けて、当該計画の期間を10年を超える期間に延長できることとする。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均44時間労働制から週平均40時間労働制に移行するとともに、6カ月間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海員の1週間当たりの労働時間は、平成7年4月1日から、基準労働期間について平均40時間以内とすることとし、沿海区域または平水区域を航行区

域とする総トン数700トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む海員の1週間当たりの労働時間については、平成9年3月31日までの間、基準労働期間について平均44時間以下の範囲内において政令で定めることとする。

- 2 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて6ヶ月間連続して勤務に従事したときは、所要の日数の有給休暇をその船員に与えなければならないこととする。
- 3 運輸大臣は、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な命令を発することとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 総労働時間短縮の社会的要請を勘案し、なお一層、基準労働期間の短縮に努めるとともに、補償休日労働について、可能な限り休日を確保するよう努め、その運用に当たって十分な指導を行うこと。
 - 2 労働時間の特例に係る一定の期間の延長、及び時間外労働の労使協定について過重労働とならないよう適切な指導を行うこと。
 - 3 漁船船員の有給休暇制度については、その労働実態等を踏まえ、早期に船員法への一元化を含めより一層の改善に努めること。
 - 4 「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」の改正に当たっては、法改正の趣旨を踏まえ、本法との格差是正に努めること。
 - 5 内航海運の船員の高齢化に伴う人員不足の解消を図るために、海員学校等船員養成機関の体制整備充実等抜本的な対策を講ずること。
 - 6 内航海運における船員の労働条件・労働環境の改善を図るために、運賃・用船料の適正化に努め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。
 - 7 船員法の履行確保を推進するため、船員労働監査業務の徹底、必要に応じた船員労務官等の増員等船員労働行政体制の強化・充実を図ること。
- 右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、航空機の騒音の減少を図るため一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととともに、航空機の操縦者に係る航空従事者技能証明制度について上級事業用操縦士資格を廃止する等の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際民間航空条約の附属書に定める一定の騒音基準に適合していない航空機について、段階的にその運航を制限し、一定期間経過後は全面的に運航を禁止するための所要の改正を行うこととする。
- 2 航空従事者の資格のうち、操縦者に係るものについて、上級事業用操縦士資格を廃止し、定期運送用操縦士、事業用操縦士及び自家用操縦士の3区分とともに、各操縦士資格で行うことができる業務範囲を改めるほか、航空通信士に係る資格を整理する等の所要の改正を行うこととする。
- 3 航空機の一定の修理または改造について運輸大臣の検査に代わる確認を行うことができることとされている認定事業場について、軽微な整備または改造についても確認を行うことができることとするほか、国内航空の運賃及び料金について、一定の割引の範囲内の営業政策的な割引については届け出で足りることとし、また、スーパーシート料金等の一定の範囲内の料金の設定や変更についても届け出で足りることとする等航空法に規定する許可、認可等について整理及び合理化を行うこととする。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用自動車等に係る6カ月点検の義務づけの廃止等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないこととともに、自家用乗用自動車等に係る6カ月点検の義務づけを廃止する等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すこととする。
- 2 指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大し、抹消登録を受けた自動車の新規検査等の際及び継続検査等の再検査の際、運輸大臣への現車提示を省略できる制度を設けることとする。
- 3 設計または製作の過程に起因する自動車の保安基準への不適合について、自動車製作業者等が改善措置を講じようとする際、運輸大臣へ届け出なければならぬこととともに、運輸大臣は自動車製作業者等に対し改善措置を講じることを勧告することができることとする。
- 4 回送運行の許可等の有効期間の限度を延長することその他社会経済情勢の変化に対応して、国民の負担を軽減するため、許可、認可等の整理及び合理化を行うこととする。
- 5 自動車は、前面に取り付けられた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号についても、見やすいように表示しなければ運行の用に供してはならないこととするため、所要の規定を整備することとする。

[附帯決議]

政府は、本法による自動車使用者の保守管理責任の明確化、検査に関する民間能力の活用等に伴い、自動車の安全性を確保し、自動車整備事業の健全な運営を図るとともに、国民負担の軽減、環境保全を図るため、次の事項について積極的に措置すべきである。

- 1 自動車使用者の保守管理責任の法制化に伴い、自動車使用者に対する指導の徹底を図るとともに、点検・整備の義務が履行されるよう適切な措置を講ずること。
- 2 点検等の実施に関して、交通事故防止、路上故障による交通渋滞の防止、地球環境の保全等のため、街頭検査等の積極的な実施体制を整えるとともに、整備不良車の排除に努めること。

- 3 いわゆるユーザー車検の増加に伴い、円滑な受検が確保されるよう車検体制の整備拡充を図ること。
 - 4 自動車の検査に関する民間能力の活用に当たっては、整備事業近代化のための自動車整備近代化資金制度に対する支援の充実に努めること。
 - 5 農耕用トラクタ等特殊自動車の自動車検査証の有効期間については、使用実態調査を進め、その検討結果に基づき延長等の措置を講ずること。
 - 6 本法改正に伴う、政省令の策定に当たっては、関係団体の意見等を十分に聴取し、法の円滑なる施行に努めること。
 - 7 自動車の検査及び点検整備等について、自動車技術の進歩等に対応して、また、国民負担軽減の観点等からも今後とも適宜見直しを図ること。
 - 8 継続検査時における自動車の排出ガス検査方法等について検討するよう努めること。
- 右決議する。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 運輸大臣は、国際観光の振興を図るため、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針を定めなければならないこととする。
- 2 市町村は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の運輸大臣の認定を受けることができることとする。
- 3 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置

- (1) 国際観光振興会は、国際会議等の誘致を促進するため、前項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）に対する国際会議等の誘致に関する情報提供及び海外における国際会議観光都市の宣伝を行わなければならないこととするほか、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援するため、必要に応じて海外における関係機関との連絡調整等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- (2) 国際観光振興会は、国際会議観光都市において開催される一定の国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、さらに、当該国際会議等の主催者に対する交付金の交付その他国際会議等の開催の円滑化を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- (3) 国際観光振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するため、情報提供、助言等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 4 国際観光振興会の業務として、国際会議等の誘致の促進、開催の円滑化等に関する援助等の業務を追加することとする。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引き上げるとともに、従前の条約が廃棄されるまでの間における責任制限手続等に関して必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶所有者の責任限度額を算出するための単位を国際通貨基金協定に規定する特別引出権に改めることとする。
- 2 船舶所有者が責任を負う油濁損害の範囲について、空船航行中のタンカー等による油濁損害及び200海里水域内における油濁損害等を追加することとする。
- 3 船舶所有者の責任限度額を引き上げることとする。

4 1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の発効後、現行条約が廃棄されるまでの間において、船舶所有者がその責任を制限するための手続等について所要の規定を設けることとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本承認案件は、神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設置するに当たり、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。